

民法 出題趣旨

第1期

消滅時効の成否を問う問題である。債権者XのYに対する保証債務履行請求権はAの借入金債務の弁済期である令和4年11月30日から権利行使が可能となり、また、Xはそのことを当然、知っている。したがって、同日から5年（令和9年11月30日）の経過で消滅時効が完成する（民166条1項1号）。Xが訴訟を提起したのは令和10年3月3日であり、この訴訟提起は時効完成後となる。そこで、Yの時効の援用が認められそうに思われるが、ここで問題になるのは、Yが5万円を支払った事実である。これが時効完成前のことであれば、債務の承認となる（大判大8・12・26民録25輯2429頁）。小問(1)はこの点を問う問題である。

これに対し、小問(2)は時効完成後の一部弁済であり、時効障害事由としての承認には該当しない。しかし、時効完成後の債務者が自認行為をした場合には、信義則上、時効の援用は許されないとするのが判例（最大判昭41・4・20民集20巻4号702頁）である。かつての判例は時効完成の事実を知っていたと推定のうえ時効利益を放棄したと構成していたが、このような理解は経験則に反するものであり、むしろ時効の援用権の喪失と考えるべきことが表現できれば、より評価しうる答案となる。

以上のとおりであり、いずれの小問も結論的にはYの消滅時効の主張は認められないことになるが、その根拠は異なることになる。そのことをしっかりと論述することが求められる問題である。

なお、本問ではXのYに対する保証債務履行請求権の時効消滅の有無を問うことを趣旨とするものであるが、YはXのYに対する金銭消費貸借契約に基づく貸金請求権についても時効を主張する余地がある（民145条）。主たる債務の時効消滅により保証債務も附従性によって消滅すると考える余地があるので、この点に関する何らかの検討、たとえばAが主たる債務を承認しており、その効力はYにも及ぶのではないか（民457条1項）等の記述があれば、より評価しうる答案となる。

第2期

民法177条の第三者の客観的範囲及び背信的悪意者排除の法理に関する理解を問う出題である。

本問はAと中心とした不動産の二重譲渡の事案であるが、第二譲受人のYは乙土地のみを購入しており、甲建物は購入していない、したがって甲建物に関してYは無権利者であることに注意する必要がある。大連審判明41・12・15民録14輯1276頁は民法177条の第三者の範囲に関して無制限を採用し、無権利者、不法行為者等は同条の第三者に該当しない

ことを明らかにした。そこで、甲建物に関しては、第一譲受人Xは無権利者Yに対して、登記なくしてその所有権を主張しうることになる。

一方、乙土地については、Yもこれを購入しており、XとYは典型的な二重譲渡関係となる。そこで、Yは自らが民法 177 条の第三者に該当し、登記なくしてはXはYに対し所有権を対抗しえないとの抗弁（対抗要件の抗弁）、さらにはYが既に登記を取得している以上、Yが確定的に所有権者となりXは所有権を失っているとの抗弁（所有権喪失の抗弁）を主張しうることになる。

しかし、本問でYが乙土地を購入したのは、時価を著しく上回る価格でXに売りつけるためであり、暴利を得る目的が認められる。さらにはXを困苦させるという害意も認められる。このような第三者はいわゆる背信的悪意者とされ、Xは登記名義を有していなくても乙土地の所有権をYに対して対抗することができる（最判昭 43・8・2 民集 22 卷 8 号 1571 頁）。

以上の次第であり、甲建物に関しては、そもそもYが民法 177 条の第三者に該当せず、Xは登記なくして自らの所有権を主張しうるのに対し、乙土地に関しては、Yは客観的には民法 177 条の第三者に該当するが、背信的悪意者であるため第三者の範囲から排除されることになる。この点を明確に説明することが求められる問題である。

なお、XがAとの間で売買をしたことによって甲建物及び乙土地のいずれについても所有権を取得していることが議論の出発点となるが、その点も適切に検討されていれば、より高い評価となる。

第3期

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そこで、入学後の授業に対応するために、そうした民法の基本的な知識を有しているか否か、また、法律的な考え方ができているか否かを問うことが出題の目的である。

本問では、遺産分割協議によって不動産の所有権を取得した者と当該不動産につき持分権を取得した者の保護に関する問題である。

まず、BのDに対する共有持分の登記の抹消請求の根拠を示す必要がある（配点割合 10%）。また、遺産分割協議による不動産の所有権の取得をDに対抗できるかどうかも問題となる（配点割合 20%）。

これに対し、909条ただし書によるDの保護が問題となる。これについては、まず、ただし書の保護要件が検討されていることが必要である（配点割合 20%）。また、Dが同条ただし書の第三者として保護されるために、共有持分につき登記をしている必要があるか否かが問題となる。なお、本問では、この問題について二つの最高裁の判決を踏まえることが要求されている。そのため、この二つの最高裁の判決が適切に理解されているか、また、その理解を踏まえて、問題を検討することが要求される（配点割合 30%）。

さらに、以上の叙述について、筋道立てて解答が書かれていることが必要である（配点割合20％）。

第4期

まず、目的物に法律上の制限があることは、物の契約不適合か、権利の契約不適合か、を論じてほしい。改正前民法の下で、判例は、物の瑕疵に当たると判断した（旧570条。最判平成13・11・27民集55巻6号1311頁等）。学説は、判例を支持する見解と、権利の瑕疵に当たると主張する見解に分かれた。改正後民法下においては、562条以下が適用されるか、565条が適用（562条以下が準用）されるか、を明示し、検討してほしい。

救済手段としては、562条（買主の追完請求権）、563条（買主の代金減額請求権）、564条（買主の損害賠償請求及び解除権の行使）を挙げ、その内容を検討してほしい。

救済手段の間関係については、たとえば、563条（買主の代金減額請求権）の一部解除との同質性および異質性、564条→415条1項か、415条2項3号か、などを検討しうる。

物の契約不適合と考え、562条以下が適用される場合には、566条（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）を挙げて、その内容を検討してほしい。

第5期

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そこで、入学後の授業に対応するために、そうした民法の基本的な知識を有しているか否か、また、法律的な考え方ができているか否かを問うことが出題の目的である。

本問では、特定物の売買契約が解除された場合の特定物売主の保証人の責任が問題となっている。

まず、XのYに対する責任追及の根拠である保証契約が有効に締結されているか、その要件と示す必要がある（配点割合10％）。加えて、XのAに対する本件売買契約の解除が有効か否かが問題となる。解除の要件を踏まえて解除が認められるかを示す必要がある（配点割合20％）。

そこで、解除が有効である場合に、売主の保証人が責任を負うか否か、また、どのような責任を負うか否かが問題となる。なお、本問では、解除の二つの法的性質が示されており、それぞれの考え方に従った場合にどうなるかを示す必要がある（配点割合50％）。考え方①は、直接効果説である。解除によって契約は遡及的に消滅するため、保証の対象たる債務

も遡及的に消滅することになる。この場合に、それが保証債務にいかなる影響を及ぼすかを論ずる必要がある。他方、考え方②は、間接効果説である。この場合には、解除によって保証債務の対象たる債務は消滅しないこととなるが、それを踏まえて、保証債務への影響を論ずる必要がある。

さらに、以上の叙述について、筋道立てて解答が書かれていることが必要である（配点割合20％）。

以上